

質 問 票

事業所名称			
健康保険の記号・番号			
カナ		生年月日	
氏 名			

質問項目について、回答欄のいずれか1つに☑、または記入してください。

質問項目		回答
採血時間	採血は食後何時間の間隔をあけて行いましたか？ （通常は10時間以上間隔をあけて採血を行います。）	☐ 食後 10 時間以上 ☐ 食後 3.5 時間以上 10 時間未満 ☐ 食後 3.5 時間未満
服薬歴	血圧を下げる薬を飲んでいますか？	☐ はい ☐ いいえ
	インスリン注射または血糖を下げる薬を飲んでいまか？	☐ はい ☐ いいえ
	コレステロールまたは中性脂肪を下げる薬を飲んでいますか？	☐ はい ☐ いいえ
喫煙歴	現在、たばこを習慣的に吸っていますか？ 【条件1】最近1か月間吸っている。 【条件2】生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている	☐ はい（条件1と2両方を満たす） ☐ 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない（条件2のみを満たす） ☐ いいえ
健診実施機関名	健診実施機関名を記入してください	

ご協力ありがとうございました。
 全国健康保険協会宮崎支部

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、保険者（協会けんぽ）は事業者等に対して健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業者等は、保険者に対して健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業者等が健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報保護に関する法律に抵触するものではありません。

【健診受診者（従業員）様へ】

この質問票は、高齢者の医療の確保に関する法律で実施を義務づけられている項目で、健診結果に記載されていない項目を補完するためのものです。

ご提供いただきました健診結果の写しについては、特定健診結果を登録後、適宜廃棄いたします。

《ご提供を依頼する特定健康診査結果の項目等》

ご提出いただく健診結果について、次の項目がない場合はお取り扱いできません。

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、空腹時中性脂肪（注1）、HDL コレステロール、LDL コレステロール（注2）、空腹時血糖又はHbA1c（NGSP値）（注3）、肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT） γ -GTP（ γ -GTP））、尿検査（尿糖、尿たんぱく）

保険者番号、健康保険証記号・番号、枝番（被扶養者番号）（注4）、氏名（カナ）、住所、生年月日、性別、健診機関名（コード番号）、健診受診日の基本データ並びに服薬歴、喫煙歴、メタボリックシンドローム判定、医師の診断（判定）、医師名、既往歴及び自覚症状・他覚症状の有無

（注1）脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪でも可

（注2）空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールの代わりに non-HDL コレステロールでも可

（注3）やむを得ず空腹時血糖以外においてHbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖でも可

（注4）受診者が被保険者の場合は省略可

【ご参考】「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～

第二十七条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。